

児童手当

氏名
住所

等変更届

豊島区長 殿

提出年月日			※受付確認年月日		
令和	.	.	令和	.	.

婚姻	配偶者	ふりがな 氏名 生年月日 住所年 月 日
	婚姻年月日	年 月 日
	対象児童との養子縁組	<input type="checkbox"/> あり→【養子縁組年月日 年 月 日】 ※児童の父母の所得を比較し、所得の高い方が受給者となります。 <input type="checkbox"/> なし	
離婚	離婚年月日	年 月 日
加入年金の変更 <small>（3歳未満の児童を養育している受給者のみ）</small>	変更前	ア. 厚生年金 イ. 国民年金 ウ. その他（種別：） ※該当するものに○	
	変更後	ア. 厚生年金 イ. 国民年金 ウ. その他（種別：） ※ア、ウに変更になった方は、保険証（表面）のコピーも提出してください	
	変更年月日	年 月 日
その他	変更前		
	変更後		
	変更年月日	年 月 日

上記のとおり変更がありましたので届出します。

年 月 日 受給者住所
 受給者氏名
 電話 ()

宛 _____

(裏面)

注意

1 この届は、以下の場合に提出してください。

- ① 受給者が氏名、住所（受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地）を変更した場合
- ② 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）が氏名又は住所を変更した場合
- ③ 受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
- ④ 受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
- ⑤ 受給者が被用者又は非被用者等でない者の別を変更した場合

2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくこととなります。

3 児童の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。

- ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
- ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
- ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合

4 児童の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。

5 この届は、1の①から④までに係る事項を変更してから14日以内に、1の⑤に係る事項を変更した場合は速やかに提出してください。